

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(平成17年11月30日条例第4号)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約のうち規則で定める契約とする。

(1) 事務用機器、車両、その他競馬開催業務に必要な物品を借り入れる契約であって商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるもの

(2) 情報処理その他の役務の提供を受ける契約であって、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められる業務に係るもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。